

5分で読める

ちょっと役に立つ

遺族基礎年金と遺族厚生年金
Q & A 集

平成26年1月

遺族厚生年金の受給条件と受給遺族



遺族厚生年金を受給できる条件を教えてください



- ①厚生年金に加入している人が死亡した
 - ②老齢厚生年金を受給している人が死亡した
- 上記の者に生計を維持されていた遺族が遺族厚生年金を受給できます。



遺族厚生年金を受給できる遺族を教えてください



- ①死亡した人によって生計を維持されていた18歳未満の子供がいる妻。あるいは、
 - ②死亡した人によって生計を維持されていた18歳未満の子供がいない妻。
 - ③死亡した人によって生計を維持されていた18歳未満の子供。
 - ④55歳以上の夫、父母、祖父母。
- ただし、遺族厚生年金を受給できる開始年齢は60歳からになります。

遺族基礎年金の受給条件と受給遺族



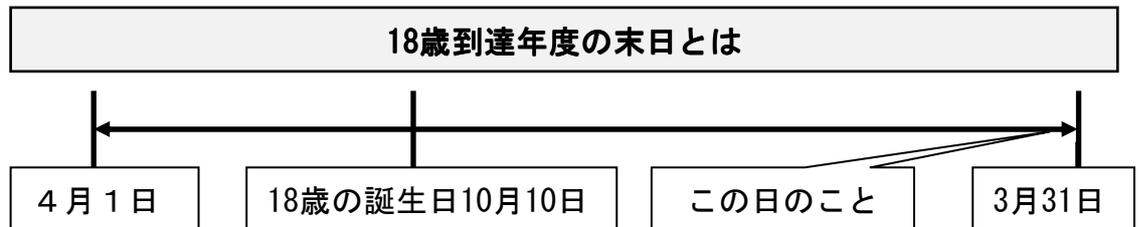
遺族基礎年金を受給できる条件を教えてください



- ①18歳未満の子供(※)がいて
- ②以下の条件の生計維持者が
 - ・国民年金の加入期間中
 - ・60歳以上65歳未満の国民年金に加入していた人
 - ・老齢基礎年金を受給している人
 が死亡した場合に遺族基礎年金を受給できます。

※18歳未満の子供とは

18歳到達年度の末日(3月31日)までの子供のこと。



遺族基礎年金を受給できる遺族を教えてください



- ①18歳未満の子供がいる妻
 - ②18歳未満の子供
- 奥さんが亡くなって、18歳未満の子供がいる父子家庭は遺族基礎年金を受給できません。

(平成26年4月より父子家庭も受給できるようになります)

遺族厚生年金の受給金額は？



遺族厚生年金の受給金額を教えてください



遺族厚生年金は老齢厚生年金の4分の3です。



65歳以降の妻は遺族厚生年金以外に自分の老齢厚生年金を受給できるようになります。
老齢基礎年金も受給できるようになります。
そこで、65歳以降の妻の年金パターンの組み合わせ種類を教えてください。



①	妻自身の老齢厚生年金	+	妻自身の老齢基礎年金
	② 遺族厚生年金 (亡くなった夫の老齢厚生年金の4分の3)		
	妻自身の老齢厚生年金の2分の1		
③	+	妻自身の老齢基礎年金	
	遺族厚生年金の3分の2 (亡くなった夫の老齢厚生年金の2分の1)		

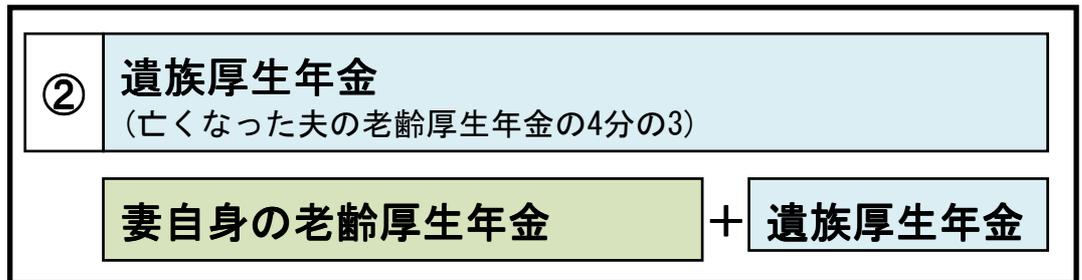
妻は上記①～③で受給額が一番多いのを選択し、それと妻自身の老齢基礎年金を受給することになります。



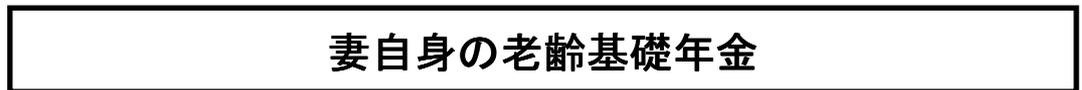
平成19年4月に改正された『妻の老齢厚生年金**全額**受給＋遺族厚生年金』の受給内容を教えてください。



1. 前頁の②の年金額が一番高額なので選択した

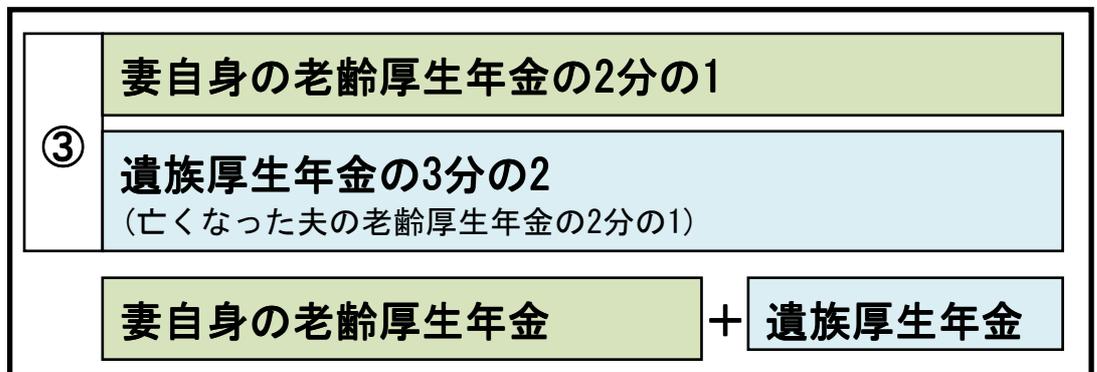


+

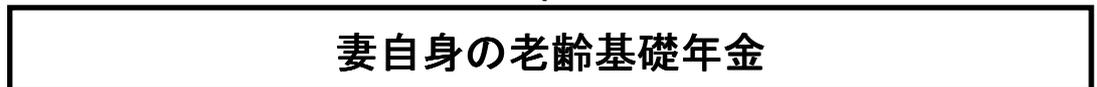


妻自身の老齢厚生年金を全額受給して②の足りない部分の年金額を遺族厚生年金で受取ります。

2. 前頁の③の年金額が一番高額で選択した場合



+



妻自身の老齢厚生年金を全額受給して③の足りない部分の年金額を遺族厚生年金で受取ります。

つまり年金額の受給額は変わりません。

どちらにしても妻自身の老齢厚生年金を**全額**受給して不足部分を遺族厚生年金で補てんする仕組みになっただけです。

遺族基礎年金の受給金額は？



遺族基礎年金の受給金額を教えてください



遺族基礎年金は778,500円＋子の加算
です。

子の加算は

第1子・第2子 各 224,000円

第3子以降は 各 74,600円

です。

例：18歳未満の子供が2人の場合の遺族基礎年金は

$778,500円 + (224,000円 \times 2人) = 1,226,500円$

(平成25年度価格)

奥さんが死亡した場合の遺族厚生年金は？



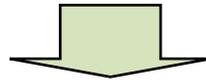
妻が厚生年金に加入しています。共働きで夫も厚生年金に加入しています。この場合に妻が亡くなった場合に夫は妻の遺族厚生年金を受給できますか？



恐らく妻の遺族厚生年金を受給できないでしょう。その理由は以下の通りです。

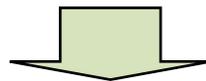
夫が遺族厚生年金を受給できる条件は

- ・ 妻が死亡した時点で夫が55歳以上であること
- ・ 妻に生計を維持されていたこと
(共働きなら生計を維持されていたことになります)



仮に以上の条件が満たされたとしても

- ・ 遺族厚生年金を受け取れる年齢は60歳からです。
(昭和36年4月2日以降生まれの男性の受給開始年齢は65歳。従って60歳から64歳未満まで妻の遺族厚生年金を受給できますが)
- ・ 65歳になると遺族厚生年金と自分の老齢厚生年金の多い方を受給することになります。



自分の老齢厚生年金の方が遺族厚生年金より多いとなると結局遺族厚生年金を終身にわたり受給できないことになります。

今回の労災の共働き夫婦の妻が夫より先に死亡した場合の遺族補償年金の受給資格をめぐる男女差を違憲とした判決は労災だけでなく、前頁の例のように同様の規定がある遺族厚生年金制度のあり方にも影響を与えるかもしれません。

引用・参考資料：公益財団法人 労災保険情報センター、日本年金機構ホーム・ページ